

江釣子地区自治会長会規約

（名称及び事務所）

第1条 この会は、江釣子地区自治会長会（以下「本会」という。）と称し、事務所を本会「会長宅」に置く。

（目的）

第2条 本会は、江釣子地区内自治会（以下「地区自治会」という。）の連携協調を図り、住みよい地域社会の実現に資することを目的とする。

（会員）

第3条 本会は、地区自治会の会長で構成する。

2 本会に特別会員を置くことができる。

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）地区自治会の活動に関する意見、情報交換
- （2）研修会、交流会
- （3）その他必要な事項

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）理事 2名
- （4）監事 2名

2 部外組織からの役職要請に協力する。

- （1）北上市社会福祉協議会江釣子支部
- （2）北上市道路愛護会連合会
- （3）江釣子地区自治振興協議会
- （4）その他本会が必要と認める組織

（役員の仕事及び任期）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代理する。

3 理事は、役員会を構成する。

4 監事は、会計を監査する。

5 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 本会の会議は次のとおりとする。

- （1）総会 4月に開催する
- （2）臨時総会 必要に応じて開催する
- （3）役員会 必要に応じて開催する
- （4）全体会議 必要に応じて開催する

2 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 3 会議は、出席者をもって成立する。
- 4 総会では、次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の議決
 - (3) 規約の制定及び改廃
 - (4) 役員を選任
 - (5) 事務局を選任
 - (6) その他役員会で必要と認められた事項
- 5 役員会は、総会に付議する事項及び会長並びに会員から求められた事項について審議する。

(事務局)

第8条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、本会の庶務及び会計を行う。
- 3 事務局は、会長が委嘱する。
- 4 事務局を本会会員以外に委嘱する場合は、事務局を第3条第2項に定める特別会員とみなす。

(経費)

第9条 本会の運営経費は、会費及び事業協力金並びにその他収入をもって充てる。

- 2 会費は年会費とする。ただし、本会の目的達成のため特別会費を徴収することができる。
- 3 特別会員の会費は徴収しない。ただし特別会費を除く。

(活動費)

第10条 本会の目的達成のため役員及び事務局に活動費を支給することができる。

- 2 活動費とは、その職務を行うにあたって必要な経費の実費弁償程度の額とし、総会の議決を経て定める。

(事業及び会計年度)

第11条 本会の事業、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(補足)

第12条 この規約に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、会長が総会に諮り定める。

附則

- 1 この規約は、令和3年4月10日から施行する。